

客観要件確認シートの使用上の注意

1. はじめに

本稿[附録2](#)のシートは、本省安保サイト (<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/ampo03.html>) でみなさんも御覧になったことがあるかと思えます。これはキャッチオール (CA) 規制に該当か否か (大臣許可要否) の判断ツールとして広く知られている書式で、上記サイトの手続フロー図との対応性も見やすいことから、多くの輸出者の実務に貢献してきました。私も本省のアドバイザー時代、相談者の方々に何度もおすすめたものです。

この書式の冒頭には「あくまでも参考例ですので、社内規程等を踏まえ、修正等してご使用ください。」という注意書きがあります。

また 3/9 頁末尾には、用途・需要者に問題があったケースにおける処方として「輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、社内規程に従い必要な対応を行うこと。」とあります。

このシートでチェックした上で、社内審査部門で最終判断をすることを求めているわけです。

ここで「アレっ?」と思った方はいませんか? 「別途審査して対応決めろ」だって? この書式は取引審査票として使われることを想定していないみたいだぞ! と。

そうなのです。実はこのままで取引審査票に使うには3つの問題があるのです。

i 一式9枚は頁数が多すぎる。(2節参照)

些細な事務上の問題と思われるかもしれませんが、意外に大きな阻害要素です。

ii レピュテーションリスクに対応していない。(3節参照)

この書式は、法令に照らして違法か合法かを (それだけを) 判断するデザインになっています。しかし軍向け案件などは (たとえ合法でも) 社会的批判につながりやすいものですから会社として Go か Stop か考えたい場面もあるでしょう。この書式では合法性以外の判断ができないので、その方面では全くの役立たずです。

iii 現場が記入した内容を評価できない。(4節参照)

「きちんと記入すればその場で結論出せる」のはメリットですが、それなら輸管部門の審査なんか要らないことになりますよね。実際には現場が「きちんと記入していない」ケースも多いのですが、この書式は「書き手と読み手が別人」という発想で作られていません。つまり輸管部門がチェックし内容を糺したりコメントを書き込むデザインになっていないのです。このため現場が記入した内容をボーッと見て「あーそーですか。許可不要ですな」と流してしまうケース (≒ザル審査) が跡を絶たないわけです。

こうして見ると「あくまでも参考例」というのが、単なる謙遜ではないこと、すなわちこのままの形で審査票に用いるのが適切でないことがわかります。

「このままの形」では駄目とすれば、どう手入れをするか。上記 i ~ iii への対策を [5節](#) で論じます。結局「現場に書かせる審査票」としては使わないわけですが、ではそれを「参考例として活かす使い方」はどのようなものなのか。結びとして [6節](#) でこの問題を考えます。

2. 頁数が多すぎる

まずは全9頁の構成をみておきましょう。
許可要否の結論に直結する「本体」部分は1～2頁。3頁目からは「本体」各項目の記入理由を示す「附属品」という位置づけで、「はい・いいえ」の2択で確認事項に答える形式になっています。

1頁	・輸出案件の概要 ・該非判断確認結果 ・インフォーム確認結果
2頁	・通常兵器 CA 規制の用途確認結果 ・大量破壊兵器 CA 規制の用途・需要者確認結果
3頁	・通常兵器 CA 規制の確認すべき用途リスト
4~5頁	・通常兵器 CA 規制の用途要件除外事項リスト
6頁	・大量破壊兵器 CA 規制の確認すべき用途リスト
7頁	・大量破壊兵器 CA 規制の確認すべき需要者リスト
8~9頁	・需要者素姓に問題あった場合の「明らかなチェック」ガイドライン

では頁数が多いと、どんな問題が生ずるのでしょうか？

第1は、物理的な問題。要するにかさばるといことです。

「なんと当たり前な」と思われるかもしれませんが、実務上は切実な問題です。年に数件しか審査しない会社ならどうということはありませんが、案件が毎週あるような会社だと、まずファイリングからして大変です。

それに前述の通り、9頁の大半は「はい・いいえ」の2択記入で、しかもマルがついているのは「問題ナシ」の方の選択肢ばかり。(そうでないと大変なのですが、それにしても…)

そもそも文書というのは後日見返すため保存するわけですよ。特に何か心配事が出てきたときが重要なわけですが、ファイルを開くと木で鼻を括ったように「問題ナシ」にマルがついた欄のオンパレード。要するに「適切に処理しました」を繰り返しているだけで、こんなもので当時の判断の是非を問えるわけがありません。そういう紙の束でファイルがパンパンになることをみなさんはどう思われますか？

第2は、個々の設問に対して深く考えずに駆け足で「問題なし」にマルをつけてしまう人が多くなりがちだということ。

なにしろ設問数が無闇に多い。しかも個々の設問(例えば「核兵器の開発 etc. やったかという情報あるか?」)は、「直観的にセーフ」と言いたくなるものばかり。そういう設問が何頁も続いたら、「駆け足回答」になる方が自然というものではないでしょうか？

3. レピュテーションリスクに対応していない

表題のレピュテーションリスクとは、世間から後ろ指を差され会社の看板にキズがつく懸念のことをいいます。

この書式がレピュテーションリスクに対応していないのは、書式のデザイン趣旨から見て、最初から見えていたことでした。書式の元々の目的が大臣許可要否の判断にあったのですから。それ以外の要素は最初から視野に入っていないのです。

しかしたとえ合法で大臣許可不要であっても、世間から後ろ指を差されかねない取引は存在します。例えばロスアラモス研究所に「核開発にも転用可能な品目」（実は普通の真空ポンプ）を納入するとか。あるいはカラシニコフ社との取引とか。

取引するかしないかは企業の判断であり、法律マターではありません。したがってこの書式の守備範囲外。 これを使って判断することは不可能です。

では「迷ったときは当局に相談」でしたっけ？ 実際に相談に行った人を私も知っていますが、「御社の御判断で」としか答えてもらえなかったそうです。（当然ですよ）

4. 現場が記入した内容を評価できない

年に数件しか案件のない会社なら、全社一丸でチェックに当たるでしょうから別段問題もないと思います。しかし今日多くの会社では、輸出部門と輸管部門が分化し、前者が審査票を起票し後者が審査するスタイルになっています。「書き手と読み手の分離」です。

この場合、**読み手（輸管部門）は、現場が記入した内容を慎重に吟味する必要があります。**

例えば「明らかなチェック」の設問①（下記）で、「はい（輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある）」にマルがついていたとしても、そのマルは現場の主観にすぎないわけですから、輸管は現場から話を聞いて自分で判断しなければなりません。そのやりとり・キャッチボールの中で、現場側から「明確な説明がある」という判断の理由が示され、それに対して輸管がどう考えたかを記録する必要があるわけです。（イメージとしては患者から聞き取りしながら問診票を完成させる感じです。勿論その問診票の作成責任者はドクターです）

ところがこの書式には、それらを盛り込む欄がありません。 あるのは現場の「はい」のみ。ココロある審査人であれば枠目がなくても必要事項を余白に附記するでしょうが、はたしてどれだけの人がそうしているのでしょうか？

このままだと現場が「信じて下さい」と主張しているのを、そのまま垂れ流しているだけになってしまいます。こんなのは審査と呼ぶに値しないと私は思います。

現場がそう思ってるだけ？

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－

5. 問題点への対策

5-1 長さ対策

第1は「**必須でない**」頁や記入欄を削ることで。ここで「必須でない」とは、案件によって必要なケースもあれば不要なケースもあるということと考えて下さい。

例えば「**明らかチェック**」(8~9頁)はCA規制の審査において、需要者に関し大量破壊兵器関与歴の情報があった場合にのみ使用するものです。ならば関与歴情報アリの案件のみ添付すればよいでしょう。

1頁	・輸出案件の概要 ・該非判断確認結果 ・インフォーム確認結果
2頁	→通常兵器 CA 規制の用途確認結果 →大量破壊兵器 CA 規制の用途・需要者確認結果
3頁	→通常兵器 CA 規制の確認すべき用途リスト
4~5頁	→通常兵器 CA 規制の用途要件除外事項リスト
6頁	→大量破壊兵器 CA 規制の確認すべき用途リスト
7頁	→大量破壊兵器 CA 規制の確認すべき需要者リスト
8~9頁	→需要者素姓に問題あった場合の ——「明らかチェック」ガイドライン

4~5頁の「用途条件除外事項リスト」もそうです。「武器禁輸国向け かつ 武器関連用途」の案件のときだけ添付すれば十分ですから。**それにこのリストに列挙された①~⑯の除外事項をみなさんはまじめに読んだことがありますか？** 例えば「④自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送…」って何ですか？ 「自衛隊法第百条の五」に眼を通したことがありますか？

実は私はつい最近までこの条文に眼を通したことがありませんでした。しかしそのことをみじんも恥ずかしくは思っておりません。理由の第1は、私なら「用途条件除外事項リスト」のチェックを通常は現場に求めないからです。チェックするのは武器用途と判明した場合のみで、そんな場面は滅多に訪れないでしょう。第2に、チェックしなければならぬ場面いずれ来るかもしれませんが、そのときにあらためて自衛隊法をひもとけば十分だからです。

むしろ**本当に恥ずかしいのは、自分では条文を見たこともなくせにその法令規定について現場の一般社員にシレッとした顔で問うてしまうことの方ではないでしょうか？** (配布した記入書式で言及した項目について、審査人は自分が何を問うているのか分かっている責任がありますよね)

第2に、前節で述べた「**問診票方式**」の考え方に立てば**省略できる**頁があります。

代表例が**用途や需要者のチェックリスト (3・6・7頁)**です。私が「問診票方式」を推奨するのは、これらが用途・需要者の懸念性を評価・採点するためのものであり、それは最終的には輸管審査人が行う性質のものだからです。(現場に意見を書かせるのはかまいませんが、最後は審査人の採点結果を書くものです)

審査人がチェックを行うとするとどうなるか？ 審査人は手元資料でチェック項目を見ることができずから、一々書式を見て「用途確認項目はコレとコレ」と確かめる必要がありません。それなら削ってしまえばよいという理屈です。

他の頁も審査人が記入する線で見直すと、もっと簡潔にすることができます。例えば「**別表第3地域の26か国**」の**列挙 (1頁目)**。もし「仕向地が別表第3地域か？」を現場に書かせるなら列挙する必要がありますが、審査人が書くのならその必要はなくなります。

こうやって、**削れるものを削っていけば、決裁に回されファイルされる書類はスリムになります。また余計な頁がカットされることにより、後日見返す際にも便利です。**

5-2 レピュテーションリスク対策

原則は簡単。会社ごとの「気になるチェック項目」を盛り込めばよいわけです。

勿論言うは易く行うは難しです。困難の理由は、何を盛り込むかについては、会社ごとの考え方によるので、個別に練っていく必要があるからです。

5-3 審査人の評価・判断を盛り込むには

評価・判断を記録するための「審査人用頁」を別途用意すればよいと思います。現場が提出した審査票の上に、これをカバーレターとして載せ決裁に回すわけです。

① 決裁用のカバーレター
② 提出された審査票
③ 審査票に添付された資料（注文書 etc.）
④ （必要に応じて） 審査人が追加した補足見解書や資料

カバーレター以外にも、必要があれば補足的書類を追加します。（例えば「明らかチェック」）

5-1 でも申しましたが、あくまでも「必要があれば」の話です。「必要」なかった案件では勿論添付を省略し、書類をスリム化します。

上記を盛り込んだ審査票のラフなイメージ（まさに「参考例」）を末尾の[附録 1](#)としてお目にかけます。

6. この書式の意義

以上の議論を踏まえて、この書式の意義・使い方についてまとめてみます。

6-1 取引審査では

- ・客観要件確認シートをそのまま審査票の書式に使うことは妥当ではない。(特に一式9頁の質問をそのままドーンと現場に渡して「そっちで書いてくれ」は不可)
- ・シート後半部分の細かい質問事項はすべての審査案件で使うわけではない。審査票の標準帳票は全案件共通の質問事項のみの構成とし、その他の質問事項は「必要な場面」が来たときに別の追加帳票で回答を求める。
- ・ここでいう追加帳票は、現場と対話しながら審査人が「問診票」の感覚でまとめる。
- ・客観要件シートの質問事項自体が審査において無意味なのではなく、重要なのは見せ方。標準帳票と追加帳票に使いやすい形で分けて編集すればよい。

いわば「審査票を作るための素材(まさに参考例!)」として使うわけです。

6-2 取引審査以外にも用途はある

それは許可要否に関する社外への説明という用途です。「結論」を知るにはこのシートは大変有用です。

審査票とは元々社内でその案件の取扱いを考えるためのものですよね。そこには結論だけでなく、検討過程が(現場と輸管の葛藤も含めて)反映されて当然というものです。後日審査結果を検証するためにもそれは欠かせない要素です。

しかし社外、例えば税関への説明にそのまま持ち出すのは不適切なことがしばしばあります。社内の葛藤をそのまま見せられても、多くの場合外部としては迷惑だからです。「葛藤」というだけあって結論まで直線コースでたどり着くことは多くありません。読む側としては「もっと整理の上結論をかいつまんで示してくれ」と言いたくなるのではないのでしょうか?)

6-3 がんばれ審査人!

ここまでお読みになって「やれやれ大変だな」とため息をつかれた方もいらっしゃるかと思います。はい、たしかに大変だと私も思います。しかしそれは同時に、私たちの携わっているのがプロフェッショナリズムを要求される仕事である証明なのです。

取引審査において、審査の勘所を踏まえ、現場とコミュニケーションをきちんと取ること、同時に現場に余計な負荷をかけないこと。「社内での検討」とそれを踏まえての「社外への説明」の違いをわきまえ、それぞれにふさわしい対応・処置をできること。いずれも目立たない仕事かもしれませんが、それをやりこなすとき、私たちは(ひそかに)プロとしての心意気を示しているのだと言えますでしょう。

最後にコマースシャルメッセージを一言。それでも「大変」なことには変わりはありませんから、お困りの際は当事務所へ御相談いただければ幸いです。

(それはともかく)みなさんの御活躍を期待します。

< 附録 1 > 帳票類のラフなイメージ

【現場が提出する頁】

1. 案件情報 関係者（注文主・需要者 etc.）の名前・所在地 仕向地 品名（代表的な） 案件の性質（普通の売買以外に、貸借・クレームなどあろう）
2. 用途情報
3. 需要者情報
3. 現場の認識 なぜ審査票を提出するか（例 リスト該当、社内で指定した特別地域向け、需要者情報 etc.） リスト該当非、需要者素姓などについての認識

【審査人が作成するカバーレター】

1. 結論（取引可否・附帯条件有無など）
2. リスト規制該当
3. CA規制該当 ・外国ユーザーリスト掲載有無 ・その他の懸念情報有無 ・懸念情報アリの場合、明らかチェックの結果 ・判断理由（用途・需要者情報の評価を含めて）
4. 法令外の要素（主にレピュテーションリスク）に関する見解

ここは現場に書かせてもよい

【補足資料…明らかチェック】

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・ いいえ・ —	【用途説明】 【説明の評価】
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・ いいえ・ —	【必要性の評価】

3-1. 通常兵器補完規制に係る「用途」確認リスト

(国連武器禁輸国・地域(輸出令別表第3の2の国・地域)向けの場合)

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書、図画若しくは電磁的記録媒体に記載、記録されているか。また、輸入者等から連絡を受けたかについても確認すること。(どちらかに○をつけること。)

通常兵器(輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く))の開発、製造又は使用	はい いいえ
--	-----------

「はい」の場合は、3-2の確認を行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、社内規程に従い必要な対応を行うこと。

3/9 頁

3-2. 用途要件の除外に関する確認リスト

「3-1」において「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。(どちらかに○をつけること。)

用途要件の除外	<p>①当該輸出貨物を用いて開発等される別表に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。</p> <p>②自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置(同活動に付随して防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う。</p> <p>③自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う。</p> <p>④自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う。</p> <p>⑤自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う。</p> <p>⑥自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して貨物の輸出を行う。</p> <p>⑦自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して貨物の輸出を行う。</p> <p>⑧自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して貨物の輸出を行う。</p> <p>⑨自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して貨物の輸出を行う。</p> <p>⑩国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和六十二年法律第九十三号)に基づく国際緊急援助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う。</p> <p>⑪国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)に基づく国際平和協力業務(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う。</p>	はい・ いいえ
---------	--	------------

4/9 頁

用途要件の除外	<p>⑬重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四十五号)に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物の輸出を行う。</p> <p>⑭武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第十三号)に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物の輸出を行う。</p> <p>⑮武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第十六号)に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物の輸出を行う。</p> <p>⑯海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動(当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う。</p> <p>⑰国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第七十七号)に基づく協力支援活動及び捜索救助活動(同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。)の用に供するために貨物の輸出を行う。</p> <p>⑱令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物の輸出を行う。</p>	はい・ いいえ
---------	---	------------

- (※)別表
- 一 銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾(発光又は発煙のために用いるものを含む。)のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
 - 1 空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
 - 2 救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
 - 二 産業用の発破器
 - 三 産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

3-3. 大量破壊兵器等補充規制に係る「用途」確認リスト
(輸出令別表第3の地域を除く地域向け(国連武器禁輸国・地域を含む)の場合)

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者から連絡を受けたかについても確認すること。(どちらかに○をつけること。)

核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ	
軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ	
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ	
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ	
300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ	
300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ	
別 表 行 為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a 化学物質の開発若しくは製造 b 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しくは貯蔵 c ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 d 宇宙に関する研究	はい・いいえ

3-4. 大量破壊兵器等補充規制に係る「需要者」確認リスト
(輸出令別表第3の地域を除く地域向け(国連武器禁輸国・地域を含む)の場合)

①外国ユーザーリストの確認

(どちらかに○をつけること)

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ
-------------------------	--------

「はい」の場合は、3-5の確認を行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、社内規程に従い必要な対応を行うこと。

②需要者要件の確認

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて確認すること。(どちらかに○をつけること)

核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
300 km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ

「はい」が一つでもあった場合は、3-5の確認を行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、社内規程に従い必要な対応を行うこと。

3-5. おそれ省令第2号及び第3号又はおそれ告示第2号及び第3号に定める「明らかなき」を判断するためのガイドラインに関する確認リスト

以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「一」に○をつける。

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	☐・☐・☐・☐
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	☐・☐・☐・☐
貨物等の設置場所・据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	☐・☐・☐・☐
	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	☐・☐・☐・☐
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	☐・☐・☐・☐
貨物等の関連装置等の仕様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	☐・☐・☐・☐
	⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、総合的である。	☐・☐・☐・☐
	⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	☐・☐・☐・☐
	⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。	☐・☐・☐・☐
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における仕様	⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	☐・☐・☐・☐
	⑪製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおいて異常がない。	☐・☐・☐・☐
	⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	☐・☐・☐・☐
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	☐・☐・☐・☐
	⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	☐・☐・☐・☐

据付等の辞退や秘密保持等の仕様	⑯据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	☐・☐・☐・☐
	⑰最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	☐・☐・☐・☐
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑱外国ユーザーリスト(最新のもの)に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別(核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル)と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別(「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る権完的輸出規制に関する輸出手続等について」(最新のもの)1.の(3)1)に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。)が一致しない。	☐・☐・☐・☐
その他	⑳その他取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して需要者から明確な説明がない等の取引上の不審点がない。	☐・☐・☐・☐